

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とILO三者構成原則の堅持を求める 意見書

「働き方改革」関連法の施行から約7年が経過し、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念の実現に向けた取組が進められている。しかしながら、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数は過去最多を記録している。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な地域社会を維持するために今求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と企業の生産性向上の両立である。

よって、国においては、ILO三者構成原則の精神に基づき、労使双方の声を反映し、下記の事項を速やかに履行するよう強く要望する。

記

- 1 「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法規制を実現すること
時間外・休日労働の上限規制や勤務間インターバル制度等は、働く者がしっかりと休息と生活時間を確保できるよう実効性あるものとする。その際、人手不足に悩む中小・零細企業等が円滑に対応できるよう、柔軟な運用を行うこと。
- 2 労働時間短縮と生産性向上の両立に向け、実態に即した法制及び支援を講じること
裁量労働制等の見直しにあたっては、長時間労働を防ぐ健康確保策を担保しつつ、企業の多様な業務実態にも十分配慮すること。また、労働時間短縮と企業の生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。
- 3 労働基準監督署における指導・監督を強化すること
労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク（人間らしい生活）」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、適正な運用の徹底と管理指導を強化すること。
- 4 労働政策決定におけるILO三者構成原則を堅持すること
「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論にあたっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月9日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣